

利賀ダム工事用道路トンネルコスト縮減検討委員会
設立趣意

利賀ダムは、富山県南砺市に位置し、庄川の右支川である利賀川に建設を進めている多目的ダムであります。利賀ダム建設事業は、庄川水系で初めて国土交通省直轄による多目的ダム建設事業であり、「洪水の防御」「既得用水の安定化と河川環境の保全」「工業用水の確保」を目的としています。

利賀ダム工事用道路は、富山県南砺市利賀村栃原地先を起点とし、利賀村利賀地先までの延長L＝9.3kmの新設道路であり、ダム建設中は骨材プラントとダムサイトを結ぶ連絡道路として機能し、完成後は「一般国道471号利賀バイパス」となる予定です。

利賀ダム建設事業においては、この工事用道路の建設費が大きな割合を占めており、延長L＝4,982mの1号＋2号トンネル（仮称）などトンネルが工事用道路の延長の約6割を占めているため、トンネルのコスト縮減を図ることにより、ダム事業全体のコスト縮減に結びつくこととなります。

このため、国土交通省北陸地方整備局利賀ダム工事事務所では、学識経験者のご指導を頂き、工事用道路トンネルとしての品質を確保しつつ、山岳トンネルの既存の設計・施工法を踏まえ、最新の知見と新たな技術の採用などトンネルの合理的な設計・施工による工事コストの縮減を目的として、『利賀ダム工事用道路トンネルコスト縮減検討委員会』（委員長 今田 徹 東京都立大学名誉教授）を設立するものです。

平成19年7月吉日
国土交通省北陸地方整備局
利賀ダム工事事務所

「利賀ダム工事用道路トンネルコスト縮減検討委員会」規約

（目的）

第1条 利賀ダム工事用道路トンネルの設計、施工について、「利賀ダム工事用道路トンネルコスト縮減検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、トンネル施工の安全性、品質を確保しつつ、最新の知見と新技術の採用などトンネルの合理的な設計・施工による工事コストの縮減の検討を行うことを目的とする。

（検討事項）

第2条 委員会では、下記の事項について検討を加える。

- ①トンネル工事コスト縮減方策
- ②コスト縮減案の設計、施工計画への反映
- ③コスト縮減の評価方法

（組織）

第3条 委員会は、表1.1に掲げる学識経験者・行政関係者からなる委員で構成する。委員を追加する場合は委員長の承認を得なければならない。

（委員会）

第4条 1. 委員会には委員長を置く。
2. 委員長は、委員会を総括する。
3. 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることが出来る。
4. 委員会は、利賀ダム工事事務所が行う調査・検討の段階毎に、委員長が必要と認めた時期において開催する。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、利賀ダム工事事務所に置く。

（その他）

第6条 本規約に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な項目は、その都度委員会において定める。

附 則

この規約は、平成19年7月26日から施行する。